産業廃棄物処理業の許可に係る 欠格要件について

令和2年1月23日 青森県環境生活部環境保全課

次第

1 欠格要件とは

2 これまでの行政処分事例

3 事例検討

~こんな場合は許可取消になる?

次第

1 欠格要件とは

2 これまでの行政処分事例

3 事例検討

~こんな場合は許可取消になる?

1 欠格要件とは

悪質な業者を業界から排除するため 廃棄物処理法で規定しているルール

欠格要件に該当すると・・・

- ○許可申請中の場合は不許可
- ○許可を持っていても許可取消

廃棄物処理法では

「許可を取り消さなければならない」と規定

欠格要件の対象は?

- 法人(会社等)の場合
 - ・法人自体
 - ・役員
 - ・5%以上の株を保有する株主
 - ・使用人(支店長、営業所長等)
- 個人の場合
 - ・本人
 - ·使用人(支店長、営業所長等)

具体的な欠格要件 (廃棄物処理法第14条 V ②)

- イ① 心身の故障により その業務を適切に行うことができない者
 - ※R1.12.14改正
 - ○改正前は「成年被後見人」「被補佐人」
 - ○精神の機能障害+事務の継続が困難
 - ○成年被後見人等の理由で一律的に欠格要件 として取り扱わず、適正に業務ができるか 審査→<u>添付書類が増える場合あり</u>

【添付書類】

- 変更前
 登記されていないことの証明書
- ○変更後登記されていないことの証明書又は

(成年被後見人等に該当する旨の)登記事項証明書

業務を適切に行うことが可能であることを証明する書類(診断書、認知症に関する試験結果等)

- ② 破産者で復権を得ないもの
- ③ 禁錮以上の刑で5年を経過しないもの
- ④ 次の法令違反で罰金以上の刑で その執行を終わってから 又は執行を受けることがなくなってから 5年を経過しない者
 - ◆法令
 - · 廃棄物処理法、浄化槽法、環境法令違反(別紙参照)
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反
 - ・刑法(傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合、脅迫、背任)
 - ・暴力行為等処罰に関する法律違反

刑法上の刑罰

- ・1万円未満の科料
- ・刑事施設に1日以上30日未満拘置される拘留
- 1万円以上の罰金
- ・刑事施設に拘留されるが労役が課せられない禁錮
- ・刑事施設に拘留され、かつ労役が課せられる懲役
- ・受刑者の生命を奪う死刑
 - ③はこの部分が該当
 - 4はこの部分が該当

- ⑤ 廃棄物処理法の重大な違反等により許可取消、 浄化槽法の業許可取消から5年を経過しない者 (一次連鎖許可取消法人の役員等は除く)
- ⑥ 一廃処理業、産廃処理業及び浄化槽法清掃業の 許可取消しに係る聴聞通知後、処分決定までに 廃止した者でその届出日から5年を経過しない者
- ⑦ ⑥の取消しに係る聴聞通知日60日前以内に 廃止した者でその届出日から5年を経過しない者
- ⑧ 不正、不誠実な行為のおそれのある者

- □ 暴力団員等 (暴力団を辞めてから5年を経過しない者を含む)
- ハ 未成年で法定代理人が「イ、ロ」に該当
- 二 法人で役員又は政令使用人が「イ、口」に該当 ※政令使用人:本店、支店の代表者 契約の締結権原を有する者
- ホ 個人で政令使用人が「イ、口」に該当
- へ 暴力団員等が事業活動支配者

欠格要件に該当したら

欠格要件に該当した日から2週間以内に

「欠格要件該当届出書」を提出

→ 様式は、県ホームページに掲載

※「心身の故障により その業務を適切に行うことができない者」 に該当した場合は

遅滞なく「欠格要件該当届出書」を提出

次第

1 欠格要件とは

2 これまでの行政処分事例

3 事例検討

~こんな場合は許可取消になる?

2 これまでの行政処分事例

◆過去5年間の許可取消処分件数

平成27年度 3件

平成28年度 2件

平成29年度 4件

平成30年度 3件

平成31年度 3件(R1.12月末現在)

合計 15件

処分理由

- ○法人が破産手続開始
- ○法人が環境法令違反で罰金刑
- ○法人が一廃収集運搬業許可の取消処分
- ○法人による不法投棄及び不法焼却(悪質性が重大)
- ○暴行で罰金刑に処せられた者が役員就任
- ○禁錮以上の刑に処せられた者が役員就任
- ○役員が虚偽有印公文書行使等により懲役刑
- ○役員が不法焼却により罰金刑
- ○役員が傷害により罰金刑
- ○株主が不法焼却により罰金刑
- ○従業者の不法焼却により法人が罰金刑

次第

1 欠格要件とは

2 これまでの行政処分事例

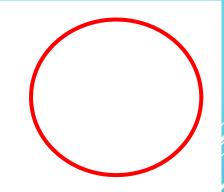
3 事例検討

~こんな場合は許可取消になる?

Q 1 車両を運転中 L I N E の着信音が聞こえたため スマートフォンを起動し、メッセージを確認

- ・画面を見ていたのは数秒間
- ・スマートフォンは手に持った状態
- 通話はしていない

A1 運転中のスマートフォン使用 欠格要件に該当する可能性あり



①スマートフォンを使用した場合

罪名:道路交通法違反(携帯電話使用等(保持))

罰則:6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

②スマートフォンを使用した結果、事故を起こした場合

罪名:道路交通法違反(携帯電話使用等(交通の危険))

罰則:1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

→**懲役刑が確定**した場合は**欠格要件に「該当」**

Q 2 車両を運転中、考え事をしていたため 道路横断者がいることに気づくのが遅れ ブレーキを踏んだが間に合わず 歩行者に車両をぶつけてしまった・・・。

- ・歩行者の意識はあるものの頭から出血し、負傷している状態
- ・その場で119番通報(救護措置あり)

A 2 人身交通事故

欠格要件に該当する可能性あり

罪名:自動車の運転により人を死傷させる行為等の

処罰に関する法律(過失運転致死傷)

罰則:7年以下の懲役又は100万円以下の罰金

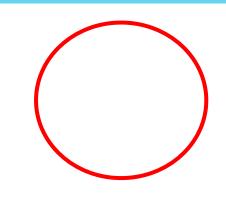
→**懲役刑が確定**した場合は**欠格要件に「該当」**

注意 通報せずに現場を離れると「**ひき逃げ」** (道路交通法違反(救護義務違反)) 10年以下の懲役又は100万円以下の罰金 が加算される可能性

- Q3 深夜まで飲酒。翌朝、通勤で車を運転したが誤って、単独事故を起こした事故処理中、警察官から「酒の臭いがする」と言われ検査をしたところ呼気1以中0.20mgのアルコールが検知
 - ・飲酒量も普段と同じ程度で 起床時点で酒が残っている自覚はなし
 - ・運転も歩行も通常どおり可能

A3 飲酒運転(二日酔い)

欠格要件に該当する可能性あり



罪名:道路交通法違反(酒気帯び運転)

※呼気1 以中のアルコール量が0.15mg以上

罰則:3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

→**懲役刑が確定**した場合は**欠格要件に「該当」**

注意 アルコールの分解速度は人それぞれ

→俗説(ネットの情報等)は信用しない

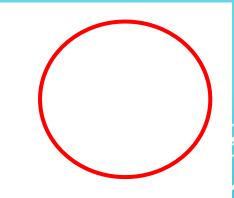
(○時間寝たから、○杯しか飲んでいないから)

Q4 会社に遅刻しそうになったため制限速度40kmの道路を捕まらないだろうと思って時速75kmで走行

- ・道路は見通しのよい直線道路
- ・見える範囲に歩行者や走行車両はない

A4 スピード違反

欠格要件に該当する可能性あり



罪名:道路交通法違反(速度超過:30km以上)

罰則:6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

→**懲役刑が確定**した場合は**欠格要件に「該当」**

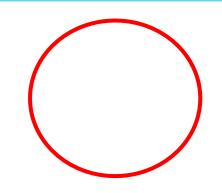
注意 30km以上超過の行政処分は「6点」

→**一発**免許停止処分

Q 5 産廃収運業の許可を有する建設会社の従業員が 現場で不要になった建材を会社に持ち帰り 敷地内で燃やした

- ・焼却行為は長年の慣習
- ・きっかけは10年前の社長の指示
- ・社長は焼却行為を禁止せず黙認
- ・行為者は従業員だけ。社長や役員はやらない

A 5 産業廃棄物の不法焼却 欠格要件に該当する可能性あり



罪名:廃棄物処理法違反(不法焼却)

罰則:①焼却行為者

5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金

②法人

3億円以下の罰金

→法人(会社)に対する罰金刑が決定すると 欠格要件に該当

注意 従業員が、会社の業務として不法焼却等の違反行為をしたときは その従業員を罰するほか、その法人に対しても罰金刑を科する

Q6 産廃収集運搬業者の従業員が 自宅の大掃除で出たゴミを 集積場に持って行くのが面倒になり 自宅の庭で燃やした

- ・焼却したゴミは書籍や家具等約30kg
- ・従業員は会社の役員や支店長等ではない (平社員)

A6 一般廃棄物の不法焼却

欠格要件に該当しない

(行為者が役員等でなく、法人の関与がない)

ただし、焼却行為は違反!

罪名:廃棄物処理法違反(不法焼却)

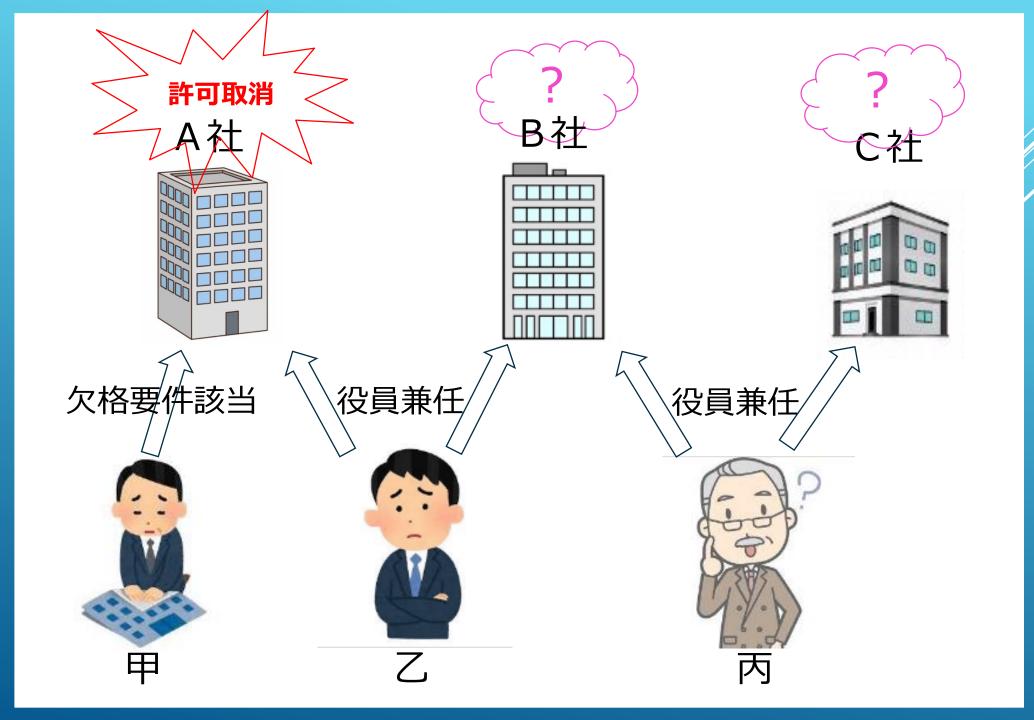
罰則:5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金等

注意 法人の役員等が不法焼却し 罰金刑以上が決定した場合は欠格要件に該当

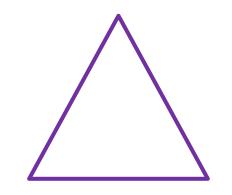
Q7 産廃処分業者A社の役員甲が欠格要件に該当し A社は許可取消処分を受けた

- ・A社の役員乙は産廃処分業者B社の役員を兼任
- ・B社の役員丙は産廃処分業者C社の役員を兼任

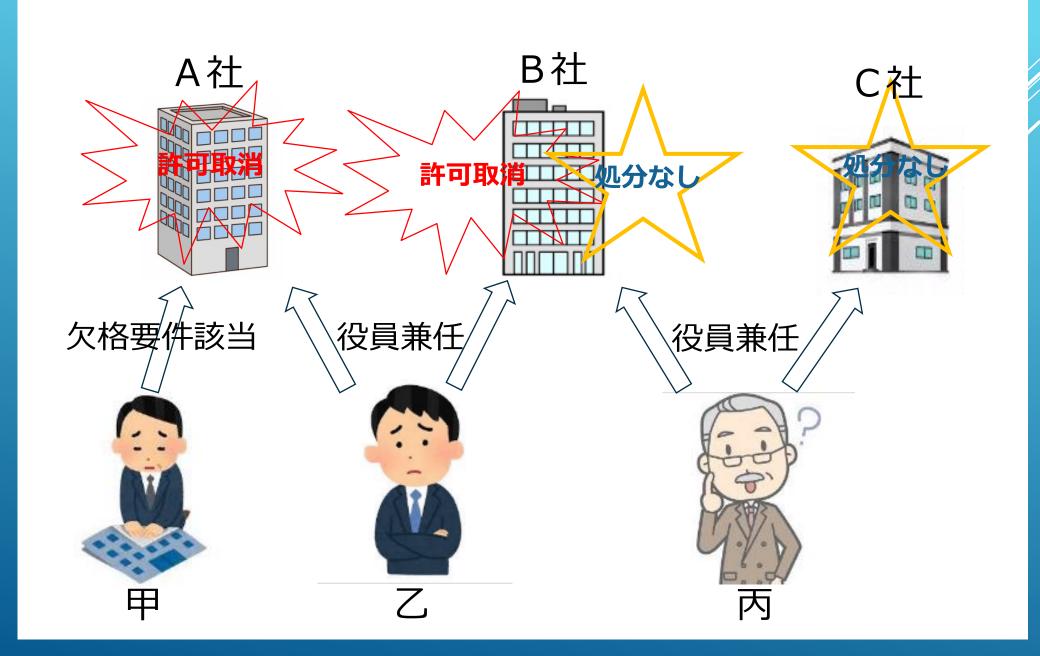
この場合、B社とC社は許可取消になるか?



A7 連鎖取消



- ◆産廃処分業者Aの許可取消原因が・・・
- ① 廃棄物処理法上の悪質性が重大なものである場合
 - ・産廃処分業者 B → 欠格要件に該当する(一次連鎖法人)
 - ・産廃処分業者 C→欠格要件に該当しない(二次連鎖法人)
- ② 廃棄物処理法上の悪質性が重大なものでない場合
 - ・産廃処分業者 B →欠格要件に該当しない(一次連鎖法人)
 - ・産廃処分業者 C →欠格要件に該当しない(二次連鎖法人)



Q8 産廃収運業者は 過去に執行猶予付の懲役刑となった従業員を 役員として登記した

- ・判決は懲役1年執行猶予2年
- ・役員への登用は執行猶予期間経過直後 (事件を起こした時は平社員)
- ・従業員は執行猶予期間中に違法行為等をせず 決定から2年をもって執行猶予期間は終了

A8 役員等に関する欠格要件

欠格要件に該当しない



執行猶予期間が終了すると、刑の言渡しは効力を失う

禁錮又は懲役刑に処せられたことがない者になる

欠格要件に該当しない者

注意 判決や執行猶予期間は本人しか知らない 役員を登記する際は確実に確認すること

これらの他に 作業中の事故等の労働災害も 態様や処分結果によっては 欠格要件に該当する場合があります







おわりに

今回の講話内容や配布した資料は 会社に戻ったあとも 教養等の資料に活用してください